

医療費助成制度を活用しましょう

荒尾市では、乳幼児の健やかな育成、母子や障がい者の保健と福祉の向上を願って、乳幼児医療費助成制度・母子家庭医療費助成制度・重度心身障害者医療費助成制度を設けています。



【制度の概要】

受給者の皆さんが、診療所や病院等で診療を受けたとき、または保険調剤薬局で薬剤の処方を受けたときなどに支払った一部負担金（保険適用金額）を決められた申請書で申請すると、金額または一部を届けられた口座に振り込む償還払い方式で助成するものです。

※この医療費助成制度の適用を受ける場合は、決められた手続きにより、あらかじめ「受給資格者証」の交付を受けておくことが必要です。受給資格をお持ちでも「受給資格者証」の交付を受けておかなければ、制度の適用を受けることができません。

種類	対象者	助成内容	資格取得日	手続きに必要なもの
乳幼児医療費助成	0歳から6歳児（就学前）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 0歳児は、(1歳の誕生日まで)一部負担金の全額助成 ◆ 1歳～6歳児 1か月に支払った一部負担金の合計から市民税課税世帯は入院・通院の計から3,000円を差し引いた額を助成、市民税非課税世帯は一部負担金の全額を助成 	誕生日または転入日から	健康保険証、預金通帳、印鑑（認印でも可）、1月2日以降の転入は、前住所地の所得・課税証明書
母子家庭医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 母子家庭で、満20歳未満の児童を扶養している母 ◆ 母子家庭の児童 ◆ 父母のいない児童 ※満18歳になった以降の最初の3月31日まで	1か月に支払った一部負担金の合計の3分の2を助成 ※前年の所得により助成が停止になる場合があります	申請日の翌月の初日	健康保険証、預金通帳、印鑑（認印でも可）、世帯全員の住民票、戸籍謄本、1月2日以降の転入は、前住所地の所得・課税証明書
重度心身障害者医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 身体障害者手帳1・2級の人 ◆ 療育手帳 A1・A2 判定の人 ◆ 精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）1級の人 ◆ 福祉手当を受けべき程度の障害をお持ちの人 	1医療機関または1施術ごとに1か月に支払った一部負担金から <ul style="list-style-type: none"> ・入院 2,040円 ・入院外（通院または訪問看護もしくは柔道整復師、はり師、きゅう師およびあん摩・マッサージ・指圧師などの保険適用分の施術）1,020円を差し引いた額 ※前年の所得により助成が停止になる場合があります	申請日の翌月の初日	健康保険証、預金通帳、印鑑（認印でも可）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか、1月2日以降の転入は、前住所地の所得・課税証明書

- 一部負担金には、調剤薬局の一部負担金を含みます。
- 他の制度（健康保険の高額療養費、家族療養附加給付金等）から給付されるときは、これを一部負担金から差し引いた額が助成対象となります。
- 乳幼児医療費助成および母子家庭医療費助成は、1か月に数カ所の医療機関等に支払った一部負担金を合算した額が、助成対象となります。
- 助成申請できるのは、診療を受けた月の翌月から1年以内です。
- 所得により助成を停止することがあります。（毎年8月に前年度の所得によって所得調査を行います。乳幼児は7月です。）

【問】福祉課 障がい福祉係 ☎ 63-1406（重度心身障害者医療費）
 子育て支援係 ☎ 63-1417（乳幼児・母子家庭医療費）

子どもたちの笑顔があふれる荒尾に！

子どもの健全育成にご協力・ご支援をお願いします

今日、子どもの問題行動（暴力行為、万引き、窃盗等の非行）やいじめ・不登校、また児童生徒への虐待事案などの教育に関わる諸問題が起こっています。

教育委員会では、平成19年度から「問題を抱える子ども等の自立支援事業」に取り組んでおり、本年度もこのような教育問題の解決に向けて、学校・家庭・地域が行動連携し、それらの未然防止・早期発見・早期対応のあり方などについての調査研究を進めています。

子どもたちが健全に育ち、たくましく自立していきますように学校・家庭・地域が連携して指導・支援に努めましょう。ご協力ご支援をよろしくをお願いします。

< 家庭・地域の皆様へのお願いとお知らせ >

○子どもとの関わりを大切にしましょう！

◇明るくさわやかなあいさつを交わしましょう！

- ・地域での登下校の児童生徒とのあいさつ・声かけをお願いします。

○人材育成は家庭および地域ぐるみで取り組みましょう。

- ・子どもの安全確保にご協力をお願いします。
- ・子ども会活動、地域の伝統行事などへの参加体験を図りましょう。

◇子どものことで気づいたら指導・支援に努めましょう。

- ・良い行いやがんばりに対して…認め・ほめ・励ましをしましょう。
- ・いたずら、いじめ、暴力行為、非行に対して…その場で注意・指導をしましょう。
- ・注意が難しい時は家庭や学校に知らせましょう。

◇大人として、まず、子どもの目線に立ってしっかり聞いてあげましょう。

- ・悩みの原因は何か？どうしたらよいか？将来の進路など一緒に考えてあげましょう。

◇児童虐待に気づいたら

- ・学校や市教育委員会、市役所福祉課などの関係機関に通報しましょう。

◇子育ての悩みをお持ちの保護者との連携および支援に努めましょう。

- ・子育ての親の悩みを聞いたりアドバイスをしたりして支援しましょう。



○電話相談員を配置しました。気軽に相談ください！

◇電話相談員を配置し火曜日、木曜日に電話相談をお受けしています。

- ・お子様のことや子どもに関することで心配なことがあれば気軽にご相談ください。

電話相談 ☎ 63-1659（教育委員会 教育振興課内）

◇緑ヶ丘小、荒尾第二中、荒尾第三中にも各1人の教育相談員を配置しています。

- ・児童生徒からの相談や保護者からの相談に応じています。ぜひご相談ください。